

第370回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 6 年度関係)

第 1 7 8 号議案	令和 6 年度兵庫県一般会計補正予算（第 5 号）中	3
	第 1 表 歳出関係部分	
	第 2 表 関係部分	
第 1 8 0 号議案	令和 6 年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 9 8 号議案	令和 6 年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
第 2 0 6 号議案	県道路線の変更（厄神停車場線）	6
第 2 0 7 号議案	県道路線の変更（八幡別府線）	
第 2 1 0 号議案	一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事請負契約の変更	7
第 2 1 1 号議案	主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契約の変更	8
第 2 1 2 号議案	二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更	9
第 2 1 8 号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋（仮称）上部工事請負契約の締結	10

(令和 7 年度関係)

第 3 0 号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中 関係部分	12
第 4 5 号議案	流域下水道事業についての市町負担額の決定	13
第 5 4 号議案	公の施設の指定管理者の指定（淡路交流の翼港港湾施設）	14

土 木 部

令和 6 年度 2 月補正予算概要

令和6年度2月補正予算について〔土木部〕

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
一般会計	160,358,358	△ 12,776,841	147,581,517
港湾整備事業特別会計	5,097,509	2,683,645	7,781,154
流域下水道事業会計	62,424,134	△ 6,322,241	56,101,893
合計	227,880,001	△ 16,415,437	211,464,564

2 補正する主な事業

(単位：千円)

事業名	今回補正額	内容
① 公共事業費	△ 1,796,646	当初予算分に係る公共事業の実績減※ (65,295,000 → 63,498,354) ※実績増に係る工種は9月補正予算で増額済(+5,148,000) ・最終予算は当初予算から3,351,354千円の増
② 国土強靱化緊急対策事業費	△ 4,291,297	12月補正予算分に係る公共事業の実績減 (25,587,000 → 21,295,703)
③ 国直轄事業負担金	△ 838,210	当初予算分に係る負担金の実績減※ (9,879,000 → 9,040,790) ※実績増に係る工種は9月補正予算で増額済(+233,000) ・最終予算は当初予算から605,210千円の減
④ 国直轄国土強靱化緊急対策事業負担金	591,600	12月補正予算分に係る負担金の実績増 (2,525,000 → 3,116,600)
⑤ 災害復旧事業費	△ 5,563,996	災害復旧に係る当初予算編成時の枠設定分からの実績減等 ・公共土木施設：△5,656,989(6,535,856 → 878,867) ・県単独土木施設： 69,900(0 → 69,900) ・国直轄負担金： 23,093(0 → 23,093)
⑥ 運輸事業促進費	87,421	・公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業 82,000(0 → 82,000) ・鉄道駅耐震補強対策補助等 5,421(1,396,546 → 1,401,967)

地域公共交通等事業者の支援

■公共交通等事業者人材採用・育成活動の支援：8,200万円

- 労働時間規制の強化に伴う2024年問題に対応するため、**緊急的に公共交通等事業者の人材確保に向けた取組を補助**し、事業継続を支援
 - ・ **補助対象** 県内バス、タクシー、トラック事業者
 - ・ **対象経費** 人材採用・育成のために行う取組に要する費用
 - ・ **負担割合** 国：県：事業者 = 2：1：1

令和 6 年度 事件決議

第206～207号議案 県道路線の変更

接続する主要地方道の整備に伴い、次のとおり県道路線を変更しようとする。

新旧別	路 線 名	起 点	終 点	理 由
旧	やくじん 厄神停車場線	やくじん 厄神停車場	加古川市 かみそうちょうくにかね 上荘町国包	(主) 加古川小野線（東播磨道）が整備され、旧県道を加古川市に引き継ぐことに伴い、旧県道に接続していた当該路線の終点を変更するため。
新	やくじん 厄神停車場線	やくじん 厄神停車場	加古川市 やはたちょうそう さ 八幡町宗佐	
旧	やはた べ ふ 八幡別府線	加古川市 やはたちょうなかさいじょう 八幡町中西条	加古川市 べふちょう べ ふ 別府町別府	(主) 加古川小野線（東播磨道）が整備され、旧県道を加古川市に引き継ぐことに伴い、旧県道に接続していた当該路線の起点を変更するため。
新	かみそう べ ふ 上荘別府線	加古川市 かみそうちょう つ ぞめ 上荘町都染	加古川市 べふちょう べ ふ 別府町別府	

あ か し た か さ ご せ ん あ い お い ば し

第210号議案 一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第166号議案 一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

あ か し た か さ ご せ ん あ い お い ば し
一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
2,311,423,664円	2,398,123,200円	86,699,536円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
210,129,424円	218,011,200円	7,881,776円

3 契約の相手方

大阪市西区土佐堀 1 - 3 - 20

エム・エムブリッジ株式会社西日本支店

支店長 橋本 龍一

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第211号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第170号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
5,134,818,700円	5,215,556,500円	80,737,800円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
466,801,700円	474,141,500円	7,339,800円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設・日本ピーエス・日本高圧コンクリート特別共同企業体

（代表者）

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

（構成員）

株式会社日本ピーエス神戸営業所

所長 野波 秋成

（構成員）

日本高圧コンクリート株式会社P C事業部大阪支社

支社長 工藤 幸弘

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第212号議案 二級河川^{ひがしがわ}東川^{つと}水系津門川 地下貯留管他整備工事請負契約 の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第174号議案 二級河川^{ひがしがわ}東川^{つと}水系津門川 地下貯留管他整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川^{ひがしがわ}東川^{つと}水系津門川 地下貯留管他整備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
8,714,071,300円	8,802,344,100円	88,272,800円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
792,188,300円	800,213,100円	8,024,800円

3 契約の相手方

兵庫県神戸市中央区八幡通^{はちまんどおり}3丁目1番19号

大豊^{だいほう}・ソネック^{そねっく}・田村^{たむら}特別共同企業体

(代表者)

大豊建設株式会社神戸営業所

所長 柏^{かしわ} 和成^{かずなり}

(構成員)

株式会社ソネック

代表取締役社長 山本^{やまもと} 貴弘^{たかひろ}

(構成員)

株式会社田村組^{たむらぐみ}

代表取締役 田村^{たむら} 勇人^{はやと}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第218号議案 一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{もろよせ}諸寄高架橋（仮称）上部工事請負契約の締結

一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{もろよせ}諸寄高架橋（仮称）上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{もろよせ}諸寄高架橋（仮称）上部工事

2 契約金額

2,999,568,000円

3 契約の相手方

大阪市西区^{うつぼほんまち}靱本町1丁目5番15号

三井住友建設^{てつこう}鉄構・^{たかだ}高田・^{につきょう}日橋 特別共同企業体

（代表者）

三井住友建設^{てつこう}鉄構エンジニアリング株式会社 西部営業部

部長 ^{うやま}宇山 ^{なおひで}直秀

（構成員）

・^{たかだ}高田機工株式会社

代表取締役 ^{なかむら}中村 ^{たつろう}達郎

・^{にほんきょうりよう}日本橋梁株式会社 大阪営業所

所長 ^{おおやま}大山 ^{ひろのぶ}浩伸

4 工事の概要

(1) 施工場所

美方郡新温泉町^{もろよせ}諸寄

(2) 工事内容

施工延長 L=306.5m 幅員 W=7.0(12.0)m

(3) 工期

令和10年1月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

2,999,568,000円

(4) 最高入札金額

3,002,890,000円

令和 7 年度 条例・事件決議

第30号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。

ア 但馬飛行場使用料等〔兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例〕

2 制定の概要

- (1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正後
但馬飛行場使用料等	着陸料・最大離陸重量6トン以下の航空機	1,020円	1,120円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和7年4月1日

- (2) 経過措置

2(1)については、使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

第45号議案 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市 町 名	負 担 額
武庫川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 宮 市 三 田 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道 (下流処理区)	尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を計画流入水量（分流式、合流式により補正）で除した額に当該市の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（尼崎市、西宮市、伊丹市） 雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得た額
揖保川流域下水道 (揖保川処理区)	姫 路 市 た つ の 市 宍 粟 市 太 子 町	当該年度の実維持管理費（水質により補正）を計画流入水量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 脇 市 三 木 市 小 野 市 加 西 市 加 東 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (下流処理区)	加 古 川 市 高 砂 市 稲 美 町 播 磨 町	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（加古川市）
猪名川流域下水道 (原田処理区)	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪 名 川 町	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額

第54号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
淡路交流の翼港港湾 施設	淡路市夢舞台 1 番地 株式会社夢舞台 代表取締役 まえだ 前田 まさし 正志	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 本施設は、淡路夢舞台に近接しており、同施設との密接な連携によりその機能が発揮される。同社が一体的に管理を行うことで、適切かつ効率的な管理運営が期待できるため。	